

限度額を一顧客当たりの額と改める。

更に、金融機関の場合と同様、証券会社についても、破産・更生手続において、基金が顧客の代理を行うこと等を認める特例を設ける。

⑥ 保険契約者保護機構の創設等（保険業法）

保険契約者の保護を図る観点から、現行制度の下では保険契約者保護基金が設けられており、救済保険会社に対して資金援助ができることとなっている。今般、この資金援助に加え、救済保険会社が現れない場合においても破綻保険会社の保険契約を引き受ける「保険契約者保護機構」を新たに設立する。併せて、早期是正措置導入のための規定を設ける。

II. 施行期日

この法律は、原則として平成10年12月1日から施行する。

◎ 例外的施行日の例

- 保険の算定会の改革に関する損害保険料率算出団体に関する法律の改正
(平成10年7月1日)
 - 連結ベース主体の開示への移行のための証券取引法の改正
(平成11年4月1日)
 - 株式売買委託手数料の完全自由化のための証券取引法の改正
(平成11年12月31日までの政令で定める日)
 - 銀行系証券子会社の業務制限の撤廃に係る金融制度改革法付則の改正
(平成11年10月1日から平成12年3月31日までの政令で定める日)
- 等
-